

新型コロナウイルス感染症対策に伴う永平寺町生活支援事業

目的：新型コロナウイルス感染症の長期化により町民の暮らしに経済的影響を及ぼす中、永平寺町の実情に合わせ総額1億5,050万円の独自の経済対策を行い、町民の生活を支援します。

◎公共料金の減免（全世帯対象）

・水道料金の減免

令和2年6月請求分から令和2年11月請求分までの6カ月間、水道料金の内、基本料金とメーター貸付料を減免し、町民および町内事業者へ生活支援する。

事業内容	水道料の基本料金とメーター貸付料を減免
事業費	52,500千円
対象者	約7,400件
期間	6カ月間（令和2年6月請求分から令和2年11月請求分まで）
その他	減免申請は不要

問合せ先 上下水道課 0776-61-0277

◎子育て世帯応援（未就学児、児童生徒の保護者対象）

・永平寺町子ども生活応援給付金

小中学校の休業や幼稚園・幼稚園の家庭保育の協力に伴い、家庭学習や家庭保育等の子どもに係る生活費の支援として、保護者に対し子ども一人当たり2万円を支給する。

事業内容	一人当たり2万円支給（所得制限なし）
事業費	48,000千円
対象者	約2,400人 【中学生以下の子ども】
支給日	5月中旬
その他	給付申請は不要

問合せ先 子育て支援課 0776-61-7250

◎中小事業者支援（町内商工事業者）

・新型コロナウイルス感染症対策による事業継続応援給付金

直近2か月の売上げが前年同月比20%以上継続して減少する事業者で、今後も事業の継続に意欲のある事業者に対し10万円を支給する。

事業内容	1事業者10万円支給
事業費	50,000千円
対象事業者	町内商工事業者
その他	給付申請受付開始 5月中旬

問合せ先 商工観光課 0776-61-3921